

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	上中南 (建部上中南町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状、農事組合法人、認定農業者、個人経営等に分かれての取り組みであり、早くから離農されている方は各個人に委託されており、平成29年に営農組合解散後は他町の営農組合に一部を除き、農地中間管理機構を活用して集積出来ましたが、全体的な集約に関しては難しく、今後お互いが協力することで共存共栄を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域全体で取り組みの整備が出来れば作物の生産に関する問題又、栽培方法についても考えられて取り組みが出来ると思う。基本的に水稻、麦、大豆を中心にこれまでの現状を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農事組合法人、認定農業者、個人農業者等将来を考えて協議をして、農地中間管理機構を活用しながら集積、集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
個人的な問題もあるが、原則農地中を管理機構を利用しながら集約を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現状考えていない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後も農業の受入れを担う者を募り、不安のない取組みが必要
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				